ロ　媒介等業務受託者において、媒介等業務に係る電気通信役務に関する利用者からの苦情及び問合せが適切かつ迅速に処理されるために必要な電気通信事業者との連携体制を確保すること。

［一～五　略］

六　媒介等業務に係る利用者からの苦情及び問合せが適切かつ迅速に処理されるために必要な措置

［七～九　略］

［２　略］

別表　電気通信役務の種類（第二十二条の二の三第一項第三号ロ関係）

［一～十三　略］

備考　この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

［一　略］

二　無線・ＰＨＳインターネット専用サービス　携帯電話端末・ＰＨＳ端末サービスの提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて、又は一端が利用者の電気通信設備と接続される無線設備規則第四十九条の二十八、第四十九条の二十九若しくは第四十九条の二十九の二で定める条件に適合する無線設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務及び当該役務の提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて提供されるインターネット接続サービスの役務であつて、当該無線端末系伝送路設備の一端に接続される利用者の電気通信設備（以下「無線インターネット利用者設備」という。）によつて音声伝送役務（電気通信番号規則別表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用して提供されるものであつて、当該音声伝送携帯電話番号の指定を受けて提供されるもの又は当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けることにより提供されるものに限る。）の提供を受けないもの

［三～十　略］

［11～五　同上］

六　媒介等業務に係る利用者からの苦情が適切かつ迅速に処理されるために必要な措置

［七～九　同上］

［２　同上］

別表　電気通信役務の種類（第二十二条の二の三第一項第三号ロ関係）

［一～十三　同上］

備考　［同上］

［一　同上］

二　無線・ＰＨＳインターネット専用サービス　携帯電話端末・ＰＨＳ端末サービスの提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて、又は一端が利用者の電気通信設備と接続される無線設備規則第四十九条の二十八若しくは第四十九条の二十九で定める条件に適合する無線設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務及び当該役務の提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて提供されるインターネット接続サービスの役務であつて、当該無線端末系伝送路設備の一端に接続される利用者の電気通信設備（以下「無線インターネット利用者設備」という。）によつて音声伝送役務（電気通信番号規則別表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用して提供されるものであつて、当該音声伝送携帯電話番号の指定を受けて提供されるもの又は当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けることにより提供されるものに限る。）の提供を受けないもの

［三～十　同上］

様式第33（第39条第１項関係）

媒介等の業務届出書

［略］

［注１～５　略］

６　委託を受ける電気通信事業者若しくは媒介等業務受託者又は利用者が法第73条の２第１項の届出を要する届出者の届出手続の有無の確認が可能となることで、苦情・相談の処理の円滑化及び電気通信事業者から媒介等業務受託者への適切な指導等の措置に資することを目的として総務省のホームページにおいて次の事項を公表することとする。

・届出者の氏名又は名称

・届出者に係る第39条第２項に規定する届出番号

・届出者の法人番号

・届出者の媒介等の業務に係る電気通信役務

・媒介等の業務に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者の氏名又は名称

［７・８　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

様式第33（第39条第１項関係）

媒介等の業務届出書

［同左］

［注１～５　同左］

６　委託を受ける電気通信事業者若しくは媒介等業務受託者又は利用者が法第73条の２第１項の届出を要する届出者の届出手続の有無の確認が可能となることで、苦情・相談の処理の円滑化及び電気通信事業者から媒介等業務受託者への適切な指導等の措置に資することを目的として総務省のホームページにおいて次の事項を公表することとする。

・届出者の氏名又は名称

・届出者に係る第39条第２項に規定する届出番号

・届出年月日

・届出者の法人番号

・届出者の媒介等の業務に係る電気通信役務

［７・８　同左］

附　則

この省令は、令和六年一月一日から施行する。

○農林水産省令第六十一号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月十九日

農林水産大臣　坂本　哲志

農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令

農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和三十一年農林省令第十八号）の一部を次のように改正する。